

桑名市告示第65号

桑名市特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付要綱を次のように定める。

令和4年3月23日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、特殊詐欺による高齢者の犯罪被害を未然に防止するため、特殊詐欺被害防止機器の購入に要した費用に対し、予算の範囲内において、桑名市特殊詐欺被害防止機器購入費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、桑名市補助金等交付規則(平成16年桑名市規則第54号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 この告示による補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 交付申請日において、満65歳以上の者
- (3) 市税を滞納していない者

(補助対象機器)

第3条 補助金の対象となる機器(以下「補助対象機器」という。)は、電話による特殊詐欺(桑名市特殊詐欺根絶条例(令和元年桑名市条例第8号)第2条第1号の特殊詐欺をいう。以下同じ。)の被害を未然に防止するための機能を有するものとして、公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する固定電話機又は電話機に外部接続可能な機器とする。

2 補助対象機器は、1世帯当たり1台に限るものとする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用(付随するサービスの加入及び利用に要する費用等を除く。)の合計額とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1の補助率を乗じて得た額(その額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とする。ただし、その額が10,000円を超える場合は、10,000円とする。

(交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象機器を購入及び設置後、特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に次の書類を添えて、補助対象機器を購入した日の翌日から起算して1年以内に市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書(写し)
- (2) 領収書等の補助対象機器の購入及び設置に係る費用が確認できる書類(写し)
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、内容の審査を行い、交付の可否を決定し、特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により交付の決定をしたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、その補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年6月1日から施行し、同日以後に購入及び設置した補助対象機器について適用する。

（宛先）桑名市長

特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付申請書兼実績報告書

桑名市特殊詐欺被害防止機器購入費補助金を交付されるよう、桑名市特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付要綱第6条の規定に基づき下記のとおり申請します。

なお、申請に当たり、以下の事項について同意します。

- ・住民基本台帳及び市税の納入状況を確認すること。
- ・地域包括支援センター等の職員が戸別訪問等すること。
- ・購入機器を第三者へ転売しないこと。
- ・地域包括支援センター等の職員が購入確認のため機器設置番号に架電すること。
- ・機器の使用状況等について、市が行うアンケート等に協力すること。
- ・代理による申請の場合、補助金を申請する権限を代理申請者に委任すること。

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日生
	氏名 <small>（記名・押印又は署名）</small>		年 齢	歳
	住 所	〒		
	機器設置 電話番号	()	携帯 電話番号等	
代理申請者	ふりがな		(事業者の場合) 事業所名	
	氏 名			
	住 所 <small>（事業所住所）</small>	〒		
	電話番号	()		
	申請者との続柄	<input type="checkbox"/> ケアマネジャー <input type="checkbox"/> 担当包括職員 <input type="checkbox"/> 続柄 ()		
機 器	製造メーカー	商品名	型番	購入・設置価格
交付申請額	_____ 円 ※補助対象機器に係る購入費及びその設置に直接要する費用（消費税含む。）の2分の1（100円未満切り捨て）です。補助限度額は10,000円です。			

添付書類

- (1) 補助対象機器の機能が記載されているカタログ又は取扱説明書の写し
- (2) 領収書等の補助対象機器の購入及び設置に係る費用が確認できる書類の写し

住 所
氏 名

特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けの特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付申請書について、桑名市特殊詐欺被害防止機器購入費補助金交付要綱第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付（不交付）とすることに決定したので、通知します。

年 月 日

桑名市長

印

記

- 1 補助金の額 金 _____ 円
- 2 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) この補助金を事業の目的以外に使用してはならない。
 - (2) (1)に違反した場合は、交付した補助金の返還を命ずることがある。
 - (3) この補助金の使途、事業内容について、監査をすることがある。

参 考

(制定のあらまし)

特殊詐欺による高齢者の犯罪被害を未然に防止することを目的に、特殊詐欺被害防止機器の購入に要した費用に対し補助金を交付するための必要な事項を定めるため、要綱を制定するものがあります。